

住民監査請求（政務調査費〔事務所費〕）監査結果について（概要）

平成24年5月25日付けで提出された住民監査請求について、別添のとおり決定し、請求人に通知しました。

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市がこれまで監査もチェックも怠ってきた市議への調査活動費補助金・政務調査費の平成22年度「事務所費」使用に関する監査の請求である。既に提出した「調査研究費」「資料購入費」「事務費」と一連の趣旨のもので、特に「事務所費」は人件費に次いで支出額が多く、政務調査費全体の約2割、1億680万円を占めている。

市議からの報告書に添付された領収書を見るだけでも疑問が生じるものが多い支出内容にもかかわらず、議員、議長、議会事務局はもとより補助金交付の最終責任者である市長部局もまったくチェックを怠り、議員の言うがままに公金を支出してきた。

議員の自主性・独立性を尊重し、裁量に委ねるとしても、明らかに違法性の高い支出について看過することは、市全体の補助金支出で不公正な扱いになっている。

事務所についての会派・議員の認識は極めて自分勝手なものであり、多額の補助金消化のために乱脈な充当をしていると受け止めざるを得ない。そもそも各会派の政策立案、調査研究や各種会議等のためには、市役所内に議員控室が無償供与され、現地調査以外の日常における議員の執務・活動等の環境が整備されている。政務調査費は議員の日常活動をさらに充実させ、議会の活性化のための調査や検証を重ね、その結果を議会に生かすための補助金である。残余は当然市に返還されねばならない。

ところが、全体に事務所費支出内容報告書からは、会派の調査研究よりも議員個人が1円でも多く公金を取り込むためのあの手この手が発揮され、政務調査費の目的から外れた支出となっていることが窺える。

今回は光熱費関係の支出については検証が困難であるため対象から除外し、さまざまな制限があるなかで、本件を提出する。

監査委員におかれては、これを端緒としてさらに厳正・丁寧な調査のうえ、違法不当な公金支出を特定され、市の損害を回復させ職責を全うさせるため、市長にたいし返還請求権ならびに不当利得返還請求権を行使するなど必要な措置を講ずるよう勧告されたい。

事務所費の違法不当な支出としては、

(1) 自由民主党（返還請求額：32,934,121円）

資金移動として自民党会派から直接事務所費が振り込まれている。事務所費を支払う契約内容不明であり、この方法は不透明である。

振込先が議員個人、親族代表の会社等であり、議員あるいは親族の収入となっている。

資金移動で支払われた金額が全額事務所費に充当されているか疑問。

後援会事務所に還流されていないか。

資金移動の方法外でも自社への収入に工夫を凝らしている件がある。

(2) 維新の会（返還請求額：8,521,110円）

5月以降の支出。賃貸借契約不明。議員個人の費用。親族の収入。

礼金、仲介手数料などは明らかに目的外支出。

(3) 日本共産党（返還請求額：8,508,336円）

政党地区委員会所有の事務所家賃を議員事務所が負担し、地区委員会へ支払。政党間の資金還流、さらに政党後援会に議員の事務所使用料あるいは寄付として入金。保証金・地代などは目的外。会派の調査活動内容と無関係。

会派として議員の事務所費を一括支出しているが、その内容は議員事務所（区委員会）から議員の地区委員会へ賃借料として支出（還流）している。政務調査費交付規則に禁止する政党活動、後援会活動に該当し違反である。

(4) 公明党（返還請求額：22,558,415円）

会派としての事務所費、議員団宛の領収書は請求者との契約不明。

議員個人事務所宛領収書は個人の負担。個人の自宅か事務所か不明。

政党ポスターだけが貼ってある家屋は事務所か、空屋と思われる。

(5) 民主党（返還請求額：23,426,080円）

事務所の賃貸契約が不明瞭。ガレージ代、駐車場代、警備委託料、地代、事務所修繕費、保証金などは政務調査費の目的外支出である。

契約関係が不明。登記のない建物が事務所住所。後援会事務所の支払いとダブルカウント。事務所費返還請求額合計は、95,948,062円である。

2 請求の受理

- ・ 本件請求は、政務調査費のうち事務所費について、目的外の支出があるにもかかわらず、本市職員等が適正なチェックを行わず、違法不当な公金の支出と判断できるものがあり、また、不正な事務所費への充当等が明らかであるにもかかわらず、正当な理由もなく請求権の行使をしていないことが、違法不当な財産（債権）管理を怠る事実にあたるものがあるとして、市長に対し、損害賠償請求あるいは不当利得返還請求を行うなど必要な措置を講ずるよう求めたものと解される。
- ・ 本件請求において、請求人は、平成22年度の政務調査費のうち事務所費について、まずもって、目的外の支出があるにもかかわらず、本市職員等が適正なチェックを行わず、違法不当な公金の支出があったと主張する。
- ・ 地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求は、当該行為から1年を経過した場合には、正当な理由がない限り行うことができず、正当な理由については、秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。
- ・ 政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、市規則で定めるところにより、当該年度の政務調査費に係る収支報告書を作成し、領収書等の写しを当該収支報告書に添付し、翌年度の4月30日までに大阪市会議長に提出しなければならないとされており、本件請求の対象となっている平成22年度政務調査費について、各会派は平成23年4月28日もしくは平成23年4月29日付けで提出していることから、請求人が、違法不当な公金の支出があったと主張している部分については、当該行為から既に1年を経過しており、請求人が、期間徒過の正当理由について何ら主張していないことはもとより、当該行為は公然となされていることから、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

- ・ 一方、請求人は、事務所費の充当について、政党活動、後援会活動に対する支出、空屋と思われるものに対する支出、後援会事務所に係る事務所費とダブルカウントしている支出など、違法性の高い支出が含まれており、明らかに不正な事務所費への充当があるにもかかわらず、市長らが請求権を行使しておらず、財産（債権）の管理を怠る事実にあたりと主張している点について、事実証明書を添付しており、請求の特定等について欠くべき点はないというべきである。
- ・ 以上により、本件請求のうち、明らかに不正な事務所費への充当があるにもかかわらず、市長らが請求権を行使していないことが、違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実にあたりと主張していると解されるものについて、法第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

3 監査の結果

- ・ 事実関係の確認、監査対象局の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。
- (1) 違法とされる政務調査費の支出（明らかに不正な事務所費への充当）の存否（管理すべき債権の存否）

本件請求については、前記のとおり（2 請求の受理）、会派による違法な政務調査費の支出（明らかに不正な事務所費への充当）があるにもかかわらず市長等は返還請求を行わず、違法な「財産（債権）の管理を怠る事実」があるとしてなされたものと解されることから、以下、まずもって、違法とされる支出について、請求人の主張に沿い、それらが現に存在し違法と評価されるか否について、具体的に検討する。

ア 自由民主党・市民クラブ大阪市議員団

- ・ 実際の事務所の所在地と、管理委託会社に支払っている管理費、電気代の対象となっている事務所の所在地が相違する議員がいるとする点について、請求人が実際の事務所の所在地と主張しているのは当該議員の自宅住所であって（議員要覧の連絡先も自宅住所を掲載）、管理委託会社に支払っている管理費、電気代の対象となっている事務所が会派の認める事務所であることが確認できることから、不正な事務所費の充当があったとは言えない。
- ・ 議員の後援会の政治資金収支報告書に事務所費の計上があることから、政務調査費の事務所費として支出した額が後援会事務所に還流している疑義があるとする点について、請求人は、事実証明書として後援会の政治資金収支報告書の写しを提出しているものの、政務調査費が後援会事務所に還流しているとする具体的な証拠についてなんら示しておらず、当該事実を具体的に摘示せずに疑義を主張するのみであり、不正な事務所費の充当について確認することはできないと言わざるを得ない。
- ・ 議員個人として支出している事務所費のほかに、会派から資金移動として振り込まれる事務所費があり、その内訳等が不明である議員がいるとする点について、当該事務所の事務所台帳、賃貸借契約書の写しを確認したところ、会派が契約を締結する事務所が2か所存在し、一方は当該議員の自宅兼事務所となっており、会派から当該議員に対し事務所費が支払われ、もう一方は会派が民間と契約している事務所となっていることが確認でき、不正な事務所費の充当があったとは言えない。
- ・ 会派から資金移動として振り込まれる事務所費の支払先と議員の後援会の政治資金収支報告書に記載された家賃の支払先が同じであることから、政務調査費として支出した額が後援会事務所に還流している疑義があるとする点について、当該事務所の事務所台帳、賃貸借契約書の写しを確認したところ、当該事務所については、会派の代表者及び当該議員個人の両方が借主となり、それぞれが2分の1ずつ使用する内容の契約を締結しており、政務調査費の対象となっている会派の代表者の契約分について、当該面積に相当する賃料総額の2分の

1を負担しているものであることが確認でき、不正な事務所費の充当があったとは言えない。

- ・ 会派から資金移動として振り込まれる事務所費の支払先が議員の親族あてであるものについて、議員の後援会の政治資金収支報告書に当該親族からの寄附金が記載されていることをもって、政務調査費として支出した額が後援会事務所に資金が還流している疑義があるとする点について、請求人は、事実証明書として後援会の政治資金収支報告書の写しを提出しているものの、政務調査費の事務所費と寄附金の関連性について具体的な証拠はなんら示されておらず、具体的な摘示をすることなく疑義を主張するのみであり、これらに係る不正な事務所費の充当について確認することはできないと言わざるを得ない。

イ 大阪維新の会大阪市議員団

- ・ 議員の後援会の政治資金収支報告書に記載された後援会事務所家賃の支払先と政務調査費の事務所費の支払先が同じであることから、政務調査費として支出した額が後援会事務所に還流している疑義があるとする点について、請求人は、事実証明書として当該議員の後援会の政治資金収支報告書の写しを提出しているものの、当該事実に係る具体的な証拠についてなんら示されておらず、不正な事務所費の充当について確認することはできないと言わざるを得ない。

ウ 日本共産党大阪市議員団

- ・ 会派として事務所費を一括支出しているが、その内容は議員事務所から所属政党の地区委員会へ賃借料として支出するものであって、これらは政党への資金還流に当たる疑義があり、政党活動、後援会活動に該当し違法であるとする点について、監査対象局は、各議員と貸主である地区委員会との間で事務所の賃貸借契約が締結されており、当該事務所を政務調査活動を行う会派の支部事務所として会派が位置付けていることが確認できていることから、所有者である地区委員会に対する適正な事務所費の支払いである旨説明するところ、各賃貸借契約について、会派が保存する賃貸借契約書を確認したところ、各地区委員会との間で賃貸借契約を締結している議員が存在することが現認でき、それ以外の議員は議員個人が民間と賃貸借契約を締結していることが確認できることから、不正な事務所費の充当があったとは言えない。

エ 公明党大阪市議員団

- ・ 会派に係る事務所費の支出のうち、「空屋と思われる」ものがあるとする点について、監査請求書及び事実証明書の内容から、対象を特定することが困難であると考えられたことから、請求人陳述において、請求人に対し、具体的な摘示を求めたが、摘示がなされなかったため、請求対象の特定を欠くと判断せざるを得ない。

オ 民主党・市民連合大阪市議員団

- ・ 議員の後援会の政治資金収支報告書に添付された事務所費の領収書と、政務調査費の事務所費の収支報告書に添付された領収書の写しを事実証明書として添付し、事務所費を二重計上する不正があるとする点について、請求人が摘示するとおり、同一の領収書が添付されていることが確認できるものの、本件請求のあった日と同日の平成24年5月25日に、当該議員が政治資金収支報告書の記載誤りがあった旨の表明を行っており、監査対象局は、当該事実について当該会派に政治資金収支報告書の記載が誤りであったこと及び政務調査費の支出については間違いがないことを確認した旨説明するところ、政治資金収支報告書を平成24年5月29日に修正していることを確認できたことから、政務調査費の支出において、不正な事務所費の充当があったとは言えない。

(2) 違法とされる「財産（債権）の管理を怠る事実」の存否

- ・ 以上のことからすると、いずれも請求人が主張する会派による違法な政務調査費の支出（明らかに不正な事務所費への充当）の存在は認められないことから、市長等が返還請求を行っていないことの違法性を判断するまでもなく、本件請求はその前提を欠くものというほかなく、違法な「財産（債権）の管理を怠る事実」があったとは言えない。

4 結論

- ・ 以上の判断により、請求人の主張には理由がない。（棄却）
- ・ 本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、この間、政務調査費の事務所費をめぐる報道が続くなど、政務調査費の執行状況に対する市民の関心も高くなっており、より透明性の高い事務処理が望まれることは言うまでもない。また、これらの報道の中には、政務調査費で支出した事務所家賃と政治献金の関係についての報道など、市民一般が政務調査活動について疑念を抱くのも無理からぬ事案も含まれている。
- ・ 本市では、透明性向上の取組として、平成22年度に交付された政務調査費から、収支報告書に金額を問わず領収書の添付を義務づけることとし、これらすべての領収書を市民一般の閲覧に供しており、このことにより、当然のことながら、個々の支出に係る会派、各議員の説明責任も従前に比べ増大してきていると言える。
- ・ さらに、今回の監査対象とはならなかったが、請求人が事務所費の支出先の妥当性等について縷々主張している点、例えば、議員個人や親族に対して支出しているもの、自宅や議員事務所、後援会事務所を政務調査活動を実施する事務所と位置付けて支出しているものなどについては、市民に疑念を抱かれかねない可能性もあることから、市会におかれては、事務所費の支出先等の条件について詳細に規定している他都市の例なども参考としながら、より明確なルールを策定することなども含め、改めて支出先のあり方について検討すべきではないかと考える。
- ・ 政務調査費の適正支出の確保は、第一次的には交付を受けた各会派、各議員において自律的に行うべきものであることは言うまでもなく、市会におかれては、これまでも政務調査制度について各種の改善に取り組まれてきたところではあるが、今後、社会通念の変化等にもより敏感に配慮され、政務調査費を適正・適切に使用するための取組をなお一層推進され、引き続き、市民からの信頼の下、成熟した政務調査活動を実践されることを大いに期待し、この際あえて所感を付記する。